

30 西南健発第 49 号
公 告 第 18 号
平成 30 年 9 月 3 日

東京都渋谷区南平台町 3 番 8 号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理事長 鈴木 克 久



「高額療養費支給手続規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり「高額療養費支給手続規程」の一部変更をいたしましたので、公告いたします。

記

1. 高額療養費支給手続規程の一部を平成 30 年 9 月 1 日より、次のとおり変更する。

(目 的)

第 1 条 この規程は健康保険法施行規則第 109 条に基づき月間の高額療養費の支給手続を行うに当たり必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第 2 条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、または療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額または七十歳以上一部負担金等世帯合算額が健康保険法施行令第 42 条に定める額を超える場合、それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。

(支給時期)

第 3 条 高額療養費は、毎月 1 回支給する。

(支給方法)

第 4 条 高額療養費の支給は、現金送金により支給する。

以 上